

2026年4月20日

ソニーグループ株式会社

取締役代表執行役会長 吉田憲一郎 様

取締役代表執行役社長 十時裕樹 様

常陸国出雲大社

宮司 高橋正宣

茨城県笠間市福原2006番地

電話：0296-74-3000

## ソニー神社に関するご見解照会のお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、ソニー神社をめぐる件につきまして、貴社は本件を解決済みとの立場を採られているものと承知しておりますが、小職は、盛田会長による200年継続の祭祀に関する誓約は存在しているとの立場にあります。

小職は本件を、単なる契約又は施設管理の問題にとどまらず、神社、祭祀、埋納聖物及び宗教的誓約に関わる、宗教又は信条の自由に関する問題であると考えております。

このため、小職は、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）の特別手続、特に宗教又は信条の自由に関する特別報告者に対し、本件に関する資料を提出し、検討を求める作業を進めております。

もともと、小職からの一方的な資料のみによって対外説明を行うことは、客観性の観点から必ずしも十分ではないと考えております。そこで、公平性確保のため、下記の点につき、貴社の事実認識及びご見解をお聞かせいただきたく、本書面を差し上げる次第です。

ご多用のところ誠に恐縮ではございますが、ご回答賜れますと幸甚に存じます。

記

1. 1992年に成立したと当方が主張する、2000年継続の祭祀および神社維持に関する宗教的誓約の存在について、現時点における貴社の認識をご教示ください。
2. 2016年以降、当方が認識する祭祀継続の停止又は否定に関し、貴社の事実認識および見解をご教示ください。
3. 2018年5月23日に行われた神社解体および地下石室開披に関する貴社の事実認識、実施経緯および判断理由をご教示ください。
4. 埋納聖物の所在、管理状況および返還可能性に関する貴社の見解をご教示ください。
5. 当方が今後公表を予定するプレスリリース又は関連説明資料において、貴社からのご回答の全部又は要旨を引用することの可否をご回答ください。
6. 上記のほか、本件に関して報道機関および公衆に向けて付記を希望される事項がございましたら、ご記載ください。

#### **【回答方法】**

書面（郵送・PDF・電子メール等、記録に残る方法）にてご回答ください。

#### **【回答期限】**

2026年5月18日（月）午後5時まで

#### **【送付先】**

常陸国出雲大社 〒309-1634 茨城県笠間市福原2006番地

代表メールアドレス info@izumotaisha.or.jp

なお、上記期限までにご回答をいただけない場合には、当方としては、公表前に貴社に対しコメント機会を付与したものの、期限までに回答がなかった旨を付記したうえで、当方の説明および見解を公表する可能性があります。

何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具